

令和6年度旭市住民税非課税世帯 物価高騰対策給付金(3万円/1世帯)のご案内

令和6年度旭市住民税非課税世帯物価高騰対策給付金(1世帯あたり3万円)は、令和6年度の住民税が非課税である世帯を支援する給付金です。

給付金の支給額

- 1世帯あたり3万円
- 平成18年4月2日生まれ以降の
児童一人あたり2万円を加算

支給対象世帯と申請の有無

令和6年12月13日時点で旭市に住民登録があり、かつ、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税の世帯

※住民税が課税されている方の扶養を受けている方のみで構成される世帯は対象外

①

令和5・6年度に給付金を受給し、口座情報・支給要件を確認できる世帯

②

①以外の世帯で、口座情報など支給要件の確認が必要な世帯

③

世帯の中に令和6年1月2日以降に旭市に転入された方がいる世帯等
※①に該当する場合を除く

「給付金のお知らせ」が届きます

※振込口座等に変更がない方は

手続不要

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

「確認書」が届きます

※確認書の返送が必要です。

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

申請が必要です

【申請書のある場所】

- 旭市役所本庁舎
- 各出張所等
- ※市ホームページからもダウンロードできます。

詳しくは裏面「Ⅲ」へ

提出期限: 令和7年4月30日(水) ※消印有効

※混雑緩和のため、郵送での提出にご協力ください。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I

令和5年度及び6年度に給付金を受給し、旭市が口座情報・支給要件を確認できる世帯

- 対象となる世帯には、旭市から、「給付金のお知らせ」が届きます。
- 記載されている振込先口座に変更がなければ、**手続きは必要ありません。**
- 受給の拒否または記載されている口座の変更を希望される場合は、届出書の提出をお願いします。
お知らせに記載されている期限までに同封の返信用封筒で**返信してください。**

※支給予定口座には、以前の給付金の支給口座を記載しています。口座を変更する場合は、「通帳等の写し」と「本人確認書類」を添付してください。

II

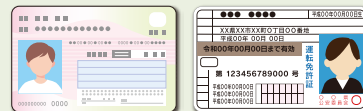
I以外の世帯で、旭市が口座情報を把握していないなど支給要件の確認が必要な世帯

- 対象となる世帯には、旭市から、「確認書」が届きます。
- 中身を確認して、同封の封筒で**返信してください。**

【確認事項】

- ① 支給要件の確認欄のチェック欄(□)に、チェックが入っているか
- ② 給付金の支給予定口座の口座情報に誤りがないか、添付書類は揃っているか

※支給予定口座には、以前の給付金の支給口座を記載しています。口座の記載がない場合や口座を変更する場合には、「通帳等の写し」と「本人確認書類」を添付してください。



III

世帯の中に令和6年1月2日以降に旭市に転入された方や未申告の方がいる世帯及び令和6年12月14日以降に出生した児童がいる世帯等

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に給付金担当窓口へ、郵送または直接ご提出ください。 ※郵送での提出にご協力ください。
- ※世帯の中に未申告の方がいる場合には、令和5年分の収入申告を済ませてから申請してください。



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

令和6年度旭市住民税非課税世帯物価高騰対策給付金担当窓口(旭市役所社会福祉課)

- **手続きや支給時期に関するお問い合わせ**

☎ 0479-62-5376

受付時間／平日9:00～16:00(12:00～13:00を除く)